

賛助会員を募集しています

豊橋市スポーツ協会では、スポーツを通じた市民の笑顔と活力に満ちたまちづくりに貢献するため、子どもや青少年の健全育成、成年や高齢者等の健康増進に寄与する各種スポーツ教室をはじめとした事業を行っています。また、各種競技スポーツの普及やスポーツを支える人づくりを加盟団体とともに取り組んでいます。

本協会では、活動をさらに充実させ、円滑に運営していくため、賛助会員制度を設けています。活動目的をご理解いただき、是非とも賛助会員へご入会くださいますようお願いいたします。

あなたの力で
「スポーツで笑顔と活力あふれる豊橋」を
実現しませんか？



賛助会員の種類

本協会の賛助会員には「特別会員」、「法人・団体」、「個人」の3種類があります。

※会費は公益を目的としたスポーツ事業に使います。

※会員期間は、当協会が入金を確認した日から1年後の同月末日までです。

会員の種類	年会費	会員期間
特別会員	50,000円/1口～	1年
法人・団体	10,000円/1口～	1年
個人	3,000円/1口～	1年



公益財団法人
豊橋市スポーツ協会
TOYOHASHI SPORT ASSOCIATION

〒440-0832 豊橋市岩田町1番地の2
岩田運動公園内

TEL (0532) 63-3031

FAX (0532) 63-3032

HP <https://toyohashi-sports.or.jp>

賛助会員ご加入特典

1 情報誌(年4回)、広報誌(年2回)を無料でお届けします。

情報誌「とよはしスポーツと協会」、広報誌「スポ協NEWS」を送付いたします。
(メールでの配信もお選びいただけます)

2 名刺、ホームページ等への表記

団体・企業の名刺、ホームページなどに「豊橋市スポーツ協会賛助会員」と表記いただくことができます。

3 法人・団体名、個人名の掲出

情報誌、広報誌、ホームページにお名前を掲出させていただきます。(承諾者のみ)

4 《特別会員限定》ホームページバナー広告の掲出

本協会ホームページトップページへバナー広告を掲出いたします。

5 《個人会員限定》スポーツ用品特約店での割引優待

賛助会員証(個人)を提示することにより、割引にてスポーツ用品を購入することができます。割引率は店舗ごとに定めます。特約店はホームページで確認できます。

税制上の優遇

支払った年会費は確定申告を行うことで、寄附金控除の税制優遇措置を受けることができます。

●特別会員・法人団体会員

一般寄附金の損金算入限度額とは別枠で、一定の限度内で損金算入が認められます。

●個人会員

所得税及び市県民税の寄附金控除の対象となります。

入会方法

入会申込書(別途)に必要な事項を記入のうえ提出していただき、下記により年会費をお支払いください。
また、ホームページからでも申込みできます。

(1) 窓口

年会費を直接事務局へご持参ください。

事務局:豊橋市岩田町1番地の2 岩田運動公園内

(2) 振込

以下の口座に年会費をお振込みください。

**豊橋信用金庫 井原支店 普通1219813 公益財団法人豊橋市スポーツ協会
賛助会費 理事長 佐藤元英**

※振込手数料は会員様のご負担となります。

※詳細については、ホームページ(<https://toyohashi-sports.or.jp>)をご覧ください。